

10 条例・要綱・要領・協定等

資料10-1 佐呂間町防災会議条例

昭和38年3月5日

条例第23号

佐呂間町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき佐呂間町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事項及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事項を掌る。

- (1) 佐呂間町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 佐呂間町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の規定に基づく水防計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事項(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道の知事の部内職員のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者
- (5) 教育長
- (6) 遠軽地区広域組合消防長、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所長及び遠軽地区広域組合佐呂間町消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 前各号の他町長が任命する者

6 委員の定数は、20人以内とする。

7 委員の任期は、2年とする。ただし補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道職員、町職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第5条 会議は会長が招集する。

(費用弁償)

第6条 委員が招集に応じたとき又は職務に従事したときは費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額及び支給方法は特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例(昭和31年条例第22号)の専門委員の額としその支給方法は佐呂間町旅費支給条例(昭和31年条例第21号)の例による。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和47年7月31日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成3年9月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成12年3月23日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月5日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料10－2 佐呂間町災害対策本部条例

昭和39年6月9日

条例第23号

佐呂間町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき佐呂間町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受けて災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部及び係を置くことができる。

2 部及び係に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き係に係長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理し係長は係の事務を分掌する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料10-3 佐呂間町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例

令和2年9月29日

条例第19号

佐呂間町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における災害その他緊急時における情報の正確かつ迅速な伝達及び町の広報活動の円滑化を図り、町民生活の安全と福祉向上に資するため、佐呂間町防災行政無線施設（以下「防災無線」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 防災無線の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称		設置場所
親局		佐呂間町字永代町3番地の1 佐呂間町役場内
中継局	知来中継局	佐呂間町字知来1043番地
	若里中継局	佐呂間町字若里863番地の1
屋外拡声子局	浜佐呂間拡声子局	佐呂間町字浜佐呂間858番地の53
	富武士拡声子局	佐呂間町字富武士788番地 佐呂間漁業協同組合屋上
	若里拡声子局	佐呂間町字若里991番地の1
戸別受信機		第5条の規定により町長が指定する場所
移動局		町長が必要と認めた場所

(放送区域)

第3条 防災無線で放送を行う区域は、佐呂間町の全域とする。

(業務)

第4条 防災無線を使用して行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 地震、風水害及び気象予警報の伝達並びに避難指示等災害情報に関すること。
- (2) 行政事務の円滑な遂行を図るための行政広報に関すること。
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事務に関すること。
- (4) 地域住民の生命、財産の保護に関すること。
- (5) その他町長が特に必要と認める事項

(戸別受信機等の設置)

第5条 第2条の規定による戸別受信機及び付属設備（以下「戸別受信機等」という。）の設置場所及び設置数は、次のとおりとする。

- (1) 町の区域内に住所を有する住民の世帯主の住宅 各1台
- (2) 常時一定の就業者がいる民間事業所の事務所等 各1台
- (3) 国、道、町その他の公共的団体の事務所及び施設 各1台
- (4) その他町長が必要と認めた場所 各1台

2 戸別受信機等は無償で貸与する。

3 第1項第1号及び第2号に規定する場所の付帯施設等に戸別受信機等の設置を希望する者は、町長の承認を得て実費で設置できるものとする。

4 戸別受信機等を設置しようとする者は、あらかじめ町長に申請しなければならない。

(費用負担)

第6条 前条の規定による戸別受信機等の設置に要する費用及び通常の修理に要する費用は、町の負担とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、戸別受信機等の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

- (1) 電気料金及び乾電池の交換に要する費用
- (2) 使用者の都合による移設に要する費用
- (3) その他使用者に責があると認められる費用

2 前条第3項の規定により戸別受信機等を設置するものは、次に掲げる設置及び工事に要する費用、その他一切の費用を負担しなければならない。

(1) 設置費用 戸別受信機の実費

戸別受信機のダイポールアンテナ等の実費(必要な場合に限る。)

(2) 工事費用 取付工事に要する実費

(防災無線の管理)

第7条 町長は、第5条で規定した戸別受信機等について、別に定める「戸別受信機等台帳」を作成し、管理するものとする。

(町の責務)

第8条 町長は、防災無線を正常かつ効率的に管理運営するために定期的又は随時に点検を行い、常に非常災害時における無線通信の円滑な運営を図るように努めなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 戸別受信機等の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識をもって使用すること。
- (2) 異常を発見したときは、直ちに町長に届け出ること。
- (3) 目的以外に使用しないこと。
- (4) 無断で他の者に譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 町長の指定するもの以外に戸別受信機を解体又は修理をさせないこと。

(返納)

第10条 使用者は、転出等により戸別受信機等を使用しなくなったときは、速やかに町長に届出し、当該戸別受信機等を返納しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者が前条の規定に違反し、又は故意、重大な過失によって戸別受信機等を毀損あるいは亡失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料10-4 佐呂間町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例施行規則

令和2年12月11日

規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、佐呂間町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例（令和2年条例第19号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、防災行政無線施設の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 佐呂間町防災行政無線施設の親局をいう。
- (2) 管理者 管理者は町長とする。
- (3) 管理責任者 管理者の命を受け、直接防災無線の管理にあたる責任者をいう。
- (4) 通信取扱者 無線局の通信を取り扱う者であって、無線従事者以外の者をいう。

(無線局の管理)

第3条 無線局の管理は、総務課とする。

(管理責任者)

第4条 管理責任者は総務課長とする。

2 管理責任者は、防災無線の管理及び運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(無線従事者の配置)

第5条 管理責任者は、防災無線の運用体制に必要な無線従事者を配置しなければならない。

2 無線従事者は、電波法(昭和25年法律第131号)及びこれに基づく命令の規定を遵守して、防災無線の円滑な運営を図る。

3 無線従事者は無線施設を操作するとともに、無線業務日誌(別記第1号様式)を記載する。

(通信取扱者)

第6条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに無線局の通信業務にあたる。

(業務報告)

第7条 無線局運用の業務報告は、管理責任者による無線業務日誌の査閲により行う。

(無線局の運用)

第8条 条例第4条に定める事項の放送については、次に定めるとおりとする。

- (1) 定時放送
- (2) 臨時放送
- (3) 緊急放送

(利用申請)

第9条 無線放送を利用し通信しようとする者は、事前に防災行政無線放送依頼書(別記第2号様式)を管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、臨時放送又は緊急放送において、事前に承認が受けられない場合は、事後に承認を受けるものとする。

(放送の範囲)

第10条 条例第4条第5号の規定による町長が必要と認めたものについては、次の各号に定めるところによる。ただし、特定の政党又は宗教的なものに関する利用はできないものとする。

(1) 地区又は地域全般に関する情報伝達に利用するもの

(2) 町が共催及び後援する事業又は公共的団体等による事業の案内に利用するもの

(3) 前号に定めるもの以外で営利を目的としない事業等の案内に利用するもの

(戸別受信機等の設置)

第11条 条例第5条第1項第2号に規定する一定の従業者の数は、3人以上とする。

(戸別受信機等の貸与申請)

第12条 条例第5条第4項の規定による戸別受信機等設置申請書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

(戸別受信機等台帳)

第13条 条例第7条の規定による戸別受信機等台帳の様式は、別記第4号様式によるものとする。

(戸別受信機等の返納届)

第14条 条例第10条の規定による返納届の様式は、別記第5号様式によるものとする。

(無線設備の点検)

第15条 管理責任者は、無線設備(中継局及び屋外拡声子局を含む。)の正常な機能維持を確保するため、毎年定期的に点検を行わなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

無線業務日誌

通 信 日		年 月 日		無線従事者		
無線局の種別		固定局		呼び出し名称	ぼうさいさろま	
通信先				通信時間	通信内容	備考
一斉	ブロック	個別	その他			
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		
				: ~ :		

別記第2号様式（第9条関係）

防災行政無線放送依頼書

令和 年 月 日

管理者 佐呂間町長 様

総務課				通信依頼課係（ ）			
課長	課長補佐	係長	係	課長	課長補佐	係長	係
申込責任者				※外部 機関名			
放送開始日		令和 年 月 日		朝 ・ 夜			
放送終了日		令和 年 月 日		朝 ・ 夜			
臨時放送		令和 年 月 日		午前	時	分	
				午後	時	分	
放送区域		全町 ・ グループ（ ）					
件名							
通信文							
(摘要) ※庁外からの依頼の場合、記入のこと。							

別記第3号様式（第12条関係）

戸別受信機等設置申請書

令和 年 月 日

佐呂間町長 様

申請者 住 所 佐呂間町字

自治会 自治会

氏 名

連絡先 Tel - -

佐呂間町防災行政無線施設戸別受信機の設置を受けたく、申請いたします。

（町記入欄）

配付区分	無償 ・ 有償	
戸別受信機	受信機番号	貸与番号
	SYYK	- -
ダイポールアンテナ設置	有 ・ 無	

年 月 日

佐呂間町長 様

申請者 住 所 佐呂間町字

自治会

自治会

氏 名

連絡先 TEL — —

発生事項

理 由	1. 建物の滅失 2. 住所の移動 新住所 T E L 3. その他
-----	---

資料10－5 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで（なお、気象状況等を踏まえて別途定める場合がある。）

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- （1）雪害に関する各種情報の収集及び発信
- （2）雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- （3）雪害に対処するために必要な資料の収集
- （4）雪害時における定時的な報告
- （5）その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台／日以上	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時には、極力2車線確保を図る。
第2種	300台／日以上 1,000台／日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台／日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時には、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させる

ため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、洪水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

- (3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、地域住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員(リエゾン)の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から

要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨て場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料10－6 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで（なお、気象状況等を踏まえて別途定める場合がある。）

3 連絡部の任務

- （1）融雪災害対策に関する各種情報の収集
- （2）融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- （3）融雪災害時における定時的な報告
- （4）その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生情報を覚知し、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- （1）札幌管区气象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

（２）北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

（３）連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

（１）北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

（２）ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

（１）北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

（２）北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するも

のとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料10-7 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町が軽微であってもオホーツク総合振興局全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

オホーツク総合振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時現在		発 受 信 日 時
月 日 時 分				
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)				受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)
発 信 担 当 者 (職・氏名)				受 信 者 (職・氏名)
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分		災 害 の 原 因
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲 料 水)			
	電 気			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	被災世帯
		救助実施内容		

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊要 派遣の状 況					
	(5) その他措 置の状 況					
	(6) 応急対 策出動 人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他(住民等)	名			
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報・中間・最終）

										月 日 時現在									
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因												
災害発生場所																			
発信	機関（市町村）名						受信	機関（市町村）名											
	職・氏名							職・氏名											
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分								
項 目				件数等		被害金額（千円）		項 目				件数等		被害金額（千円）					
① 人的被害		死 者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害		河 川	箇所									
		うち	人						海 岸	箇所									
		災害関連死	人						砂防設備	箇所									
		行方不明	人						地すべり	箇所									
		重 傷	人						急傾斜地	箇所									
		軽 傷	人						道 路	箇所									
計	人		橋 梁	箇所															
② 住家被害	全 壊	棟		⑥ 水産被害															
		世帯													市町村工事	河 川	箇所		
		人														道 路	箇所		
	棟		橋 梁													箇所			
	半 壊	世帯													小 計	箇所			
		人													港 湾	箇所			
		棟													漁 港	箇所			
	一部破損	世帯					下 水 道	箇所											
		人					公 園	箇所											
		棟					崖くずれ	箇所											
	床上浸水	世帯					計	箇所											
		人					漁 船	沈没流出							隻				
		棟						破 損							隻				
	床下浸水	世帯						計							隻				
人			漁港施設	箇所															
棟			共同利用施設	箇所															
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		その他施設	箇所													
		その他	棟		漁具（網）	件													
	半壊	公共建物	棟		水産製品	件													
		その他	棟		その他	件													
	計	公共建物	棟		計														
その他	棟																		
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦ 林業被害														
			浸冠水	ha									道有林	林 地	箇所				
		畑	流出・埋没等	ha										治山施設	箇所				
			浸冠水	ha										林 道	箇所				
	農作物	田	ha	林 産 物										箇所					
		畑	ha	そ の 他									箇所						
	農業用施設	箇所	小 計	箇所															
	共同利用施設	箇所	一般民有林	林 地									箇所						
	営農施設	箇所		治山施設									箇所						
	畜産被害	箇所		林 道									箇所						
	その他	箇所		林 産 物									箇所						
	計			そ の 他									箇所						
				小 計									箇所						
				計									箇所						

項 目			件数等	被害金額 (千円)	項 目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計		箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶	隻					
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸	—		
	そ の 他	件		電 話		回線	—		
	計	件		電 気		戸	—		
⑩ 公立文教施設	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	—		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	高 校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)								
	市町村名		名 称			設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 3

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害・事故名				
総合振興局又は振興局				
項	目	件数等	被害金額（千円）	
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	
	うち災害関連死	人		
	行方不明	人		
	重 傷	人		
	軽 傷	人		
	計	人		
② 住家被害	全 壊	棟		
		世帯		
		人		
	半 壊	棟		
		世帯		
		人		
	一部破損	棟		
		世帯		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
人				
	計	棟		
		世帯		
		人		
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	
		その他	棟	
	半壊	公共建物	棟	
		その他	棟	
	計	公共建物	棟	
	その他	棟		
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha
			浸冠水	ha
		畑	流出・埋没等	ha
			浸冠水	ha
	農作物	田	ha	
		畑	ha	
	農業用施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	営農施設	箇所		
	畜産被害	箇所		
	その他	箇所		
計				
被害金額（千円）				
項	目	件数等	被害金額（千円）	
⑤ 土木被害	道工事	河 川	箇所	
		海 岸	箇所	
		砂防設備	箇所	
		地すべり	箇所	
		急傾斜地	箇所	
		道 路	箇所	
		橋 梁	箇所	
		小 計	箇所	
	市町村工事	河 川	箇所	
		道 路	箇所	
橋 梁		箇所		
小 計		箇所		
	港 湾	箇所		
	漁 港	箇所		
	下 水 道	箇所		
	公 園	箇所		
	崖くずれ	箇所		
	計	箇所		
⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻	
		破 損	隻	
		計	隻	
	漁港施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	その他施設	箇所		
	漁具（網）	件		
	水産製品	件		
その他	件			
	計			
⑦ 林業被害	道有林	林 地	箇所	
		治山施設	箇所	
		林 道	箇所	
		林 産 物	箇所	
		そ の 他	箇所	
		小 計	箇所	
	一般民有林	林 地	箇所	
		治山施設	箇所	
		林 道	箇所	
		林 産 物	箇所	
		そ の 他	箇所	
		小 計	箇所	
		計	箇所	

項 目			件数等	被害金額 (千円)	項 目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所			
計		箇所		被害船舶		隻			
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸		—	
	そ の 他	件		電 話		回線		—	
	計	件		電 気		戸		—	
⑩ 公立文教施設	小 学 校	箇所		ガ ス		戸		—	
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所				
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 4

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。

被害区分		判定基準
④ 農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく郭施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の協同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑥ 水産被害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		判定基準
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。		

資料10－8 火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官〕

〔改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を

行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（1）の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

（1）様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の自己を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求

められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」または「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア) 以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定め

る個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避

難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であつて、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名		報告日時	年 月 日 時 分	
		都道府県		
		市町村 (消防本部名)		
※ 特定の事故を除く。		報告者名		

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人					
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼 損 程 度	焼損 程度	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ば や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 ㎡ 建物焼損表面積 ㎡ 林野焼損面積 a	
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台	人		
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等 特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()		
施設の概要	危険施設の 区 分		
事故の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	
		事 自営防災組織	
		業 協働防災組織	
		所 その他	
		消防本部(署)	
		消防団	
		消防防災ヘリコプター	
		海上保安庁	
		自衛隊	
その他			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

（1）事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

（3）死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

（4）救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

（5）要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

（6）消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

（7）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

（8）その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）		
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、

避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

(災害概況速報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者		人	重傷		人	住家	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害 関連死		人			半壊			棟	床下浸水		棟		
		不明		人		軽傷			人	一部損壊		棟	未分類		棟
		119番通報の件数													
	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)						(市町村)						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し 等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料10－9 遠軽地区広域組合緊急消防援助隊等受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）第39条及び同法第44条の規定に基づき、遠軽地区広域組合（以下「組合」という。）において、北海道内応援隊及び緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、応援部隊が迅速かつ効果的に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語の定義は、法、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号。以下「要請要綱」という。）、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号。以下「運用要綱」という。）及び北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結。以下「広域応援協定」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。
- 3 代表消防機関代行は、函館市消防本部（道西地区）、苫小牧市消防本部（道南地区）、小樽市消防本部（道央地区）、旭川市消防本部（道北地区）、及び釧路市消防本部（道東地区）とする。
- 4 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援要請基準)

- 第3 応援要請については、大規模災害又は特殊災害が発生し、組合の消防力では十分な体制をとることができないと判断した場合に行うものとする。
- 2 大規模災害等が発生し、応援要請を行う必要がある場合は、まず広域応援協定に基づく北海道内の各消防本部からの応援において対応することとするが、災害の規模及び災害状況を考慮して、広域応援協定のみで対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
 - 3 大規模災害等の発生及び被害が明らかに組合全域、あるいは、近隣市町村に及んでいると予想される場合は、緊急消防援助隊の出動を優先して要請するものとする。

(北海道広域消防相互応援協定に基づく応援等要請の手続き)

- 第4 法第39条の規定に基づく広域応援協定の応援要請は、原則、広域応援協定第7条の規定により行うものとする。
- 2 応援要請の必要が予測される場合は、原則として応援要請する地区代表消防機関（釧路市消防本部）に災害情報を有線（携帯）電話で通報した後、災害情報連絡書（広域応援協定運用マニユ

アル 様式第1号)をファクシミリ又は電子メールで送信するものとする。なお、有線電話途絶の場合は、北海道総合行政情報ネットワーク（IP電話）により行うものとする。

- 3 応援要請を決定した場合は、広域応援要請連絡書(広域応援協定運用マニュアル 様式第2号)により行い、必要に応じて活動拠点(宿営場所を含む。)の付近図を添付する。なお、応援要請の連絡方法は、前記2によるものとする。
- 4 北海道消防防災ヘリコプターによる活動が必要であると判断した場合は、北海道知事(以下「知事」という。)に対して、北海道消防防災ヘリコプター応援協定(平成8年6月25日締結)に基づき応援要請を行うものとし、北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室に電話等により行うものとする。

(緊急消防援助隊の応援等要請の手続き)

第5 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙第1のとおり行うものとする。

- 2 組合を構成する各町長(以下「町長」という。)は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の規模及び災害の状況を考慮して、組合の消防力及び北海道内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-2)。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 3 町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び組合内の災害の状況を消防庁長官(以下「長官」という。)に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 町長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-2)。
- 5 町長は、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、知事に報告を行うものとする。特に緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、知事に報告を行うものとする。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

第6 町長は、知事から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けるものとする。

- 2 町長は、知事から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けるものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第7 消防長は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第29条に規定する迅

速出動が適用となる災害が組合内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、北海道に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第8 応援要請時の連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線（携帯）電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによる連絡も可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(指揮本部の設置)

第9 消防長は、北海道内応援隊の派遣及び緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動に資するため、指揮本部を設置するものとする。この場合、組合消防計画（平成4年4月1日制定。以下「消防計画」という。）第2章第1節第2に定める警防本部の設置を持って指揮本部とする。

- 2 指揮本部は、消防本部庁舎内に設置するものとする。ただし、消防本部庁舎が被災等により使用できない場合は、速やかに他の施設を決定し設置するものとする。
- 3 指揮本部は消防計画に定める任務に当たるほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊等の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊等の受援に必要な事項に関すること。
- 4 指揮本部の任務責任者等は、別表第3のとおりとする。
- 5 指揮本部は、受援計画様式1、受援計画様式2及び受援計画様式3を活用し、運用するものとする。
- 6 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整のうえ、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 7 指揮本部は、北海道内応援隊及び緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えとともに、緊急消防援助隊等到着後は、受け入れ対応に注力するものとする。
- 8 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 9 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、北海道及び代表消防機関並びに代表消防機関代行に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 10 指揮本部は、被害が発生している構成町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図

るものとする。

- 11 指揮本部は、被災地を管轄する消防本部として調整本部に職員を派遣し、緊密に連携するものとする。なお、被害状況により調整本部に派遣することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。
- 12 指揮本部の情報収集、活動調整及び受入れ調整等のための派遣員は、別表第4のとおりとする。
- 13 北海道内の防災体制及び災害対策本部主管課は、別表第5のとおりとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第10 町長等又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、指揮支援本部長の補佐を受け、組合内で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 2 緊急消防援助隊及び北海道内応援隊の指揮系統については、別紙第4のとおりとする。
 - 3 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

- 第11 北海道内の無線通信運用体制は、原則として運用要綱第32条に定めるところにより、次のとおり運用するものとする。
- (1) 指揮本部、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、「統制波1」を使用するものとする。なお、被災地が複数に及ぶ等により、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、「統制波2」、「統制波3」のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するものとする。
 - (2) 都道府県大隊本部、当該都道府県に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主運用波を使用するものとする。なお、同一中隊、同一統合機動部隊及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信についても同様とするものとする。
 - (3) 組合の出動隊及び指揮本部間相互の無線通信は、活動波を使用するものとする。
 - (4) 指揮支援部隊長は、防災相互通信用無線（防災相互波）の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。
- 2 各消防本部の基地局呼出符号及び構成市町村は、別表第6のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

- 第12 指揮本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について、消防庁及び調整本部と協議するものとする。
- (1) 陸上隊の進出拠点及び管轄消防本部は、別表第7のとおりとする。
 - (2) 水上小隊の進出拠点及び管轄消防本部は、調整本部が北海道災害対策本部と協議のうえ、別途指定するものとする。
- 2 指揮本部は、調整本部から進出拠点の決定の連絡があった場合は、当該進出拠点から前進拠点

及び活動拠点（宿営場所を含む。）への進入経路等を調整本部に連絡するものとする。

（応援部隊の受入れ）

第13 指揮本部は、前進拠点及び活動拠点を決定した場合は、消防署長（以下「署長」という。）に連絡し、署長は、別表第4のとおり連絡員を各拠点に派遣するものとする。なお、連絡員を派遣した場合は、速やかにその旨を指揮本部に対して報告するものとする。

2 連絡員は、到着した応援都道府県大隊の大隊名、規模及び資機材等について確認し、指揮本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長に対して、活動拠点及び任務等の情報提供を行うものとする。

3 指揮本部は、組管轄外の前進拠点及び活動拠点を選定した場合は、当該拠点を管轄する消防本部に対し、連絡員の派遣を依頼することとする。

（任務付与）

第14 指揮者は、次に掲げる事項について、到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、受援計画様式4により任務付与するものとする。

- （1）被害状況
- （2）活動方針
- （3）活動地域及び任務
- （4）安全管理に対する体制
- （5）使用無線系統
- （6）地理及び水利の状況
- （7）燃料補給場所
- （8）他の応援部隊の活動状況
- （9）その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）

第15 指揮者は、町災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

2 指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

3 現地合同調整所の指揮は、原則、消防長又は署長が指名した者が行う。

4 現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、各部隊長、都道府県大隊等の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、北海道内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- （1）役割分担
- （2）活動エリア
- （3）活動時間

- (4) 活動の中止基準
- (5) 検索救助活動におけるマーキングの手法
- (6) 緊急避難等の合図
- (7) 連絡手段
- (8) その他活動上、必要な事項

(資機材の貸出し)

第16 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 組合構成市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第8とおりにする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第17 ヘリコプターの離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

- 2 指揮本部は、ヘリベース指揮者と調整のうえ、必要がある場合は別表第4のとおりフォワードベース及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。

(宿営場所)

第18 指揮本部は、宿営場所について消防庁及び調整本部と協議し、災害の状況、北海道内応援隊及び緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部が別表第10のうちから宿営場所を選定する。協議に当たっては、状況に応じ、近隣市町村に設置することも考慮すること。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担を考慮し、被災者の避難施設と供用しない場所から選定するものとする。
- 3 指揮本部は、決定された宿営場所の施設管理者と調整するとともに、署長に連絡し、署長は北海道内応援隊及び緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて別表第4のとおり派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第19 指揮本部は、燃料の補給場所について、調整本部へ連絡するものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。
- 3 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部が北海道災害対策本部と協議のうえ、別途指定するものとする。

(燃料調達要請)

第20 指揮者は、燃料の調達が必要と判断した場合は、町災害対策本部と協議し、それぞれが協定を締結している団体に燃料の供給を要請するものとする。

(重機派遣要請)

第21 指揮者は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、災害時における協定等に基づき、組合と協定を締結している団体に協力を要請するものとする。

(物資等調達要請)

第22 指揮者は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、町災害対策本部と協議し、災害時における物資等の供給に関する協定等に基づき、それぞれが協定を締結している団体に食糧及び医薬品等の供給を要請するものとする。

(部隊移動)

第23 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第2又は別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第24 町長は、知事から長官の部隊移動に関し要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、町災害対策本部と協議のうえ、要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

(知事の指示による部隊移動)

第25 町長は、調整本部から知事の部隊移動に関する意見を求められた場合は、町災害対策本部と協議のうえ、回答するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第26 町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 緊急消防援助隊の引揚げについては、前項による活動終了の連絡を受けて、知事が政府現地対策本部等と調整のうえ決定する。この場合において、町長は電話により通知され、書面による通知をファクシミリにより受け取るものとする。

3 応援部隊の引揚げは、緊急消防援助隊、北海道内応援隊の順とする。

第7章 経費処理等

(北海道広域消防相互応援協定に基づく経費)

第27 広域応援協定に基づく応援の経費については、広域応援協定第11条の規定によるものとする。

(緊急消防援助隊の活動に要する経費)

第28 法第44条第5項の規定により、長官の指示で緊急消防援助隊として出動した場合は、法第49条の規定により、政令で定める下記の経費については、国が負担する。

また、法第44条第1項の規定により、長官の求めに対し出動した場合には、出動に係る経費は、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金交付規程の定めるところにより、同交付金の交付を受けることができる。

- (1) 特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費
 - (2) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
 - (3) 前(1)、(2)に掲げるもののほか、緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費
- 2 応援に係る経費については、応援市町村が一旦、それを負担し、国庫負担の場合には、国に対して負担金交付申請を行うものとする。
- また、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金にあつては、受援町長の同協会への申請を受け、応援市町村は同協会に消防広域応援実績報告書を提出し交付を受けるものとする。
- 3 高速自動車国道及び有料都道府県道路等の有料道路の通行については、通行料の徴収が免除される。

第8章 その他

(情報共有)

- 第29 指揮本部、調整本部及び指揮支援本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

- 第30 消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。
- (1) 各部隊の進出拠点
 - (2) ヘリコプター離着陸場
 - (3) 燃料補給可能場所
 - (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
 - (5) 物資補給可能場所
 - (6) 宿営場所
 - (7) 広域避難場所
 - (8) 救急医療機関
 - (9) その他応援部隊の活動に必要と認められる事項

（災害時の体制整備）

第31 町長及び消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（消防本部の受援計画の策定）

第32 消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、北海道が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

2 消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するとともに、北海道に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに北海道に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

（航空部隊の受援計画）

第33 航空部隊の受援計画については、本計画に定める事項のほか、北海道緊急消防援助隊航空部隊受援計画に定めるものとする。

附 則

この計画は、令和3年1月1日から施行する。

別表

【別表第1】用語の定義

No.	用 語	内 容	備 考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
5	広域応援協定	「北海道広域消防相互応援協定(平成3年2月13日)」をいう。	
6	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針」、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等」を指す。	要請要綱第2条(17)
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
9	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
10	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
11	地区	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、北海道内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	広域応援協定第3条
12	代表消防機関	都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う消防本部をいう。	基本計画第2章第2節2 広域応援協定第4条
13	代表消防機関代行 (地区代表消防機関)	地区内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う。また、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防本部をいう。	要請要綱第1章第2条(7) 広域応援協定第4条の2
14	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(14)
15	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(12)
16	前進拠点	緊急消防援助隊が進出拠点から被災地へ進出するための目標とする拠点をいう。	

No.	用 語	内 容	備 考
17	活動拠点	緊急消防援助隊が被災地において主に宿営等を行う拠点をいう。	
18	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
19	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2) 組合警防規程第45条
20	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第2条(3)
21	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
22	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第16条
23	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1(1)
24	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(3)
25	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第18条
26	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第2節3
27	統合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節2
28	エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節3
29	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付の緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(12)
30	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	

No.	用 語	内 容	備 考
31	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
32	N B C 災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又は恐れがある事故により生じる災害をいう。 ・B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はその恐れがある事故により生ずる災害をいう。 ・C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散またはその恐れがある事項により生ずる災害をいう。	運用要綱第2条(9)～(11)
33	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(16)

【別表第2】関係機関連絡先

1 主要関係機関

区分	時間 帯別	連絡・要請 窓 口	N T T		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク		備考	
			電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X		
国	総務省消防庁	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	90-43412	90-49033	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49033		
		宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	90-49016	90-49036				
	総務部危機対策局	危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	01-11	01-11	TN-001-210-22-575	TN-001-210-22-729		
		防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	01-11-39-898	—	TN-001-210-39-898	TN-001-210-39-899		
北海道		建設部総務課	011-204-5532	011-232-4138	—	—	TN-001-210-29-111	TN-001-210-29-149		
道内代表消防機関及び代表消防機関代行										
消防機関	札幌市消防局（総括）	日中 消防救助課 指令課	011-215-2060 011-215-2080	011-271-0610 011-261-9119			TN-001-235-32060 TN-001-235-32080	TN-001-235-43060 TN-001-235-43080		
		日中 警防課警防係 指令課	0138-22-2146 0138-22-2126	0138-27-6199 0138-26-3408						
	苫小牧市消防本部（道南）	日中 警防課警防担当 指令課	0144-84-5023 0144-84-5048	0144-84-5037 0144-57-5363						
		日中 警防課警防係 警防課通信指令係	0134-22-9138 0134-22-9137	0134-22-9182 0134-22-5345						
	旭川市消防本部（道北）	日中 消防救急課 指令課	0166-33-9962 0166-33-9961	0166-33-9905						
		日中 警防課 通信指令課	0154-23-4383 0154-22-2150	0154-22-8204 0154-23-0429						
	指揮支援部隊隊長（代行含む。）及び指揮支援隊所属消防本部									
	消防機関	札幌市消防局	日中 消防救助課 指令課	011-215-2060 011-215-2080	011-271-0610 011-261-9119			TN-001-235-32060 TN-001-235-32080	TN-001-235-43060 TN-001-235-43080	
			日中 警防課 指令課	022-234-1111	022-234-4280 022-234-2364			TN-004-621-2219 TN-004-621-6666	TN-004-621-2219 TN-004-621-2289	
		東京消防庁	日中 警防部警防課 警防部警防課 司令課	03-3212-2258 045-334-6713 045-334-1351	03-3213-1476 045-331-5221			TN-013-601-9501-3545 TN-014-700-10-721 TN-014-700-10-721	TN-013-601-9501-6704 TN-014-700-10-721 TN-014-700-10-740	
			日中 警防課 ちば消防共同指令センター 警防課 指令課	043-202-1612 043-223-1831 025-288-3250 025-288-3270	043-202-1654 043-202-1678 025-288-3255 025-288-3275	101-800-3111 101-800-3690	101-800-3109 101-800-3669	TN-012-101-800-3111 TN-012-101-800-3109	TN-015-492-2053 TN-015-492-2079	

第1次出動 都道府県【陸上隊】											
青森県	危機管理局	日中 夜間	消防保安課	017-734-9087	017-722-4867	02-221 —	02-229	TN-022-801-810-4134	TN-002-801-6021		
	青森地域広域事務組合消防本部	日中 夜間	通信指令課	017-775-0851	017-775-1444			TN-002-801-9012	—		
岩手県	総務部	日中 夜間	総合防災室	019-629-5151	019-629-5174	03-17	03-40	TN-003-111-22-5151	TN-003-111-21-181		
	盛岡地区広域消防本部	日中 夜間	警防課	019-626-7402	019-651-9916			TN-003-414-1	TN-003-414-9		
		夜間	通信指令課	019-622-0119	019-626-4016			TN-003-414-2			
宮城県	総務部	日中 夜間	消防課	022-211-2374	022-211-2398	04-8-2374	04-8-2398	TN-004-220-8-2374	TN-004-220-8-2398		
		夜間	防災センター	022-211-2140		04-8-2140	04-8-2120	TN-004-220-8-2140			
	仙台市消防局	日中 夜間	警防課	022-234-1111	022-234-4280			TN-004-621-2320	TN-004-621-2219		
		夜間	指令課		022-234-2364			TN-004-621-6666	TN-004-621-2289		
秋田県	総務部	日中 夜間	総合防災課	018-860-4565	018-824-1190	05-11	05-52	TN-005-100-100569	TN-005-100-100600		
	秋田市消防本部	日中 夜間	警防課	018-823-4243	018-823-9006			TN-005-201-474	TN-005-201-410		
		夜間	指令課	018-823-4265	018-823-7214			TN-005-201-326	TN-005-201-340		
出動準備 都道府県【陸上隊】											
山形県	防災くらし安心部消防救急課	日中 夜間	消防救急課 宿直室	023-630-2227 023-630-2754	023-633-4711	06-511	06-500	TN-7-006-800-1245	TN-7-006-800-1502		
	山形市消防本部	日中 夜間	警防課 通信指令課	023-634-1197 023-634-1198	023-631-7320			TN-7-006-744-901	TN-7-006-744-950		
福島県	危機管理部	日中 夜間	消防保安課 担当携帯	024-521-7190 080-6028-8969	024-521-9829	07-61	07-60	TN-007-201-2629	TN-007-201-5625		
	福島市消防本部	日中 夜間	警防課 通信指令課	024-534-9102 024-534-0119	024-534-0310			TN-007-270-88-222 TN-007-270-01	TN-007-270-10		
茨城県	防災・危機管理部	日中 夜間	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 029-301-2885	029-301-2887 029-301-2898			TN-008-100-2896 TN-008-100-2880	TN-008-100-2887 TN-008-100-2898		
	水戸市消防本部	日中 夜間	消防救助課 消防救助課	029-221-0124 029-221-0111	029-224-1139 029-221-0147			TN-008-510-8400 TN-008-510-8400	TN-008-510-8450 TN-008-510-8450		
栃木県	県民生活部	日中 夜間	危機管理課	028-623-2136	028-623-2146	09-7502	09-7506	TN-009-500-2136	TN-009-500-2146		
	宇都宮市消防局	日中 夜間	警防課 通信指令課	028-625-5509 028-625-5500	028-625-5509 028-625-3001	09-651-02	09-651-01	TN-009-651-411	TN-009-651-01		
群馬県	総務部	日中 夜間	消防保安課	027-220-2250	027-221-0158	10-351	10-310	TN-010-300-1-2250	TN-010-300-1-4453		
	前橋市消防局	日中 夜間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528			TN-010-701-1400	TN-010-701-1490		

出動準備 都道府県【陸上隊】										
埼玉県	危機管理防災部	日中	消防課	048-830-8171	048-830-8159	11-6-8171	11-6-8159	TN-011-200-6-8171	TN-011-200-6-8159	
		夜間	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	11-6-8111	11-6-8119	TN-011-200-6-8111	TN-011-200-6-8119	
	さいたま市消防局	日中	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201			TN-011-704-5512	TN-011-704-5095	
		夜間	指令課	048-833-5000	048-833-1237			TN-011-704-5321	TN-011-704-5390	
千葉県	防災危機管理部	日中	危機管理課	043-223-2175	043-222-1127	500-7320	500-7298	TN-012-500-7320	TN-012-500-7298	
		夜間	情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110			
	千葉市消防局	日中	警防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	TN-012-101-800-3111	TN-012-101-800-3109	
		夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669			
東京都	総合防災部	日中	防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	13-70671	13-70013	TN-013-100-70671	TN-013-100-70013	
		夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	13-70349	13-70023	TN-013-100-70349	TN-013-100-70023	
	東京消防庁	日中	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476			TN-013-601-9501-3545	TN-013-601-9501-6704	
		夜間								
神奈川県	くらし安全防災局防災部	日中	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	14-9722	14-9734	TN-014-400-9722	TN-014-400-8829	
		夜間	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409			TN-014-400-3456	TN-014-400-6409	
	横浜市消防局	日中	警防部警防課	045-334-6713	045-331-5221			TN-014-700-10-721	TN-014-700-10-740	
		夜間	司令課	045-334-1351				TN-014-700-10-721		
新潟県	防災局	日中	消防課	025-282-1664	025-282-1667	15-11	15-11	TN-015-401-20-6442	TN-015-401-20-6497	
		夜間	警備員室	025-285-5511				TN-015-492-2053	TN-015-492-2049	
	新潟市消防局	日中	警防課	025-288-3250	025-288-3255			TN-015-492-2074	TN-015-492-2079	
		夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275			TN-016-111-3364	TN-016-111-2827	
富山県	総合政策局	日中	消防課	076-444-3188	076-432-0657			TN-016-111-3363	TN-016-501-268	
		夜間	宿直室	076-444-3187						
	富山市消防局	日中	警防課	076-493-4872	076-493-4018			TN-016-501-242		
		夜間	指令課	076-493-4141	076-493-4011					
石川県	危機管理監室	日中	消防保安課	076-225-1481	076-225-1484	17-4288	17-6897	TN-017-111-4288	TN-017-111-6743	
		夜間						TN-017-451		
	金沢市消防局	日中	警防課	076-280-3094	076-280-0020					
		夜間	情報指令課	076-280-0119	076-280-4999					

2 その他の機関

区分	時間 帯別	連絡・要請 窓口	N T T		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X	
陸上自衛隊北部方面總監部	日中	防衛課運用班	011-511-7116(2504)	011-511-7116(3825)					
	夜間		011-511-7116(2576)	011-511-7183					
航空自衛隊第2航空団	日中	司令部防衛部 基地当直	0123-23-3101(内線2231)	0123-23-3101(内線2769)					
	夜間		0123-23-3101(内線3800)	0123-23-3101(内線2769)					
第一管区海上保安本部	日中	救難課 救難課運用司令センター	0134-27-0118	0134-27-6187					
	夜間		0134-27-6172	0134-21-2835					
北海道警察本部	日中	警備課災害第二係 警備部当直	011-251-0110(5741)	011-219-2409					
	夜間		011-251-0110(5700)	011-219-2409					
東日本電信電話(株)北海道事業部	日中	警備部災害対策室	011-212-4466	011-222-9254					
	夜間		011-212-4466	011-222-9254					
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	日中	災害対策室	011-242-1961	011-241-5355					
	夜間		011-242-1961(転送)	011-241-5355					
日本赤十字社北海道支部	日中	事業推進課救護普及係 守衛	011-231-7126	011-231-7128					
	夜間		011-231-7126	011-231-7128					
東日本高速道路(株)北海道支社	日中	道路管制センター	011-892-6176	011-892-6177					
	夜間		011-892-6176	011-892-6177					
北海道電力(株)	日中	防災グループ	011-251-4965	011-251-0329					
	夜間		090-3118-0260						
川崎近海汽船(株)	日中	北海道支社	050-3821-1452	011-222-0593					
	夜間								
商船三井フェリー(株)	日中	北海道支社	011-261-5781	011-221-6020					
	夜間								
新日本フェリー(株)	日中	大阪本社営業企画部 本社営業企画部長 寺越 靖晃 東京支店長 宮下 良司	06-6345-3995	06-6347-0638					
	夜間		080-3499-2515						
太平洋フェリー(株)	日中	北海道支店 北海道支店	011-281-1911	011-222-6209					
	夜間		011-281-1911	011-222-6209					
津軽海航フェリー(株)	日中	函館フェリーターミナル	0138-43-4545						
	夜間								
ハートランドフェリー(株)	日中	稚内支店 江差支店	0162-23-3780	0162-23-6730					
	夜間		0139-52-1066	0139-52-4035					
	日中	稚内支店	090-1525-1006	090-1525-1006					
	夜間		090-1525-1006	090-1525-1006					
	日中	江差支店	090-5951-0861	090-5951-0861					
	夜間		090-5951-0861	090-5951-0861					

【別表第3】指揮本部任務分担表

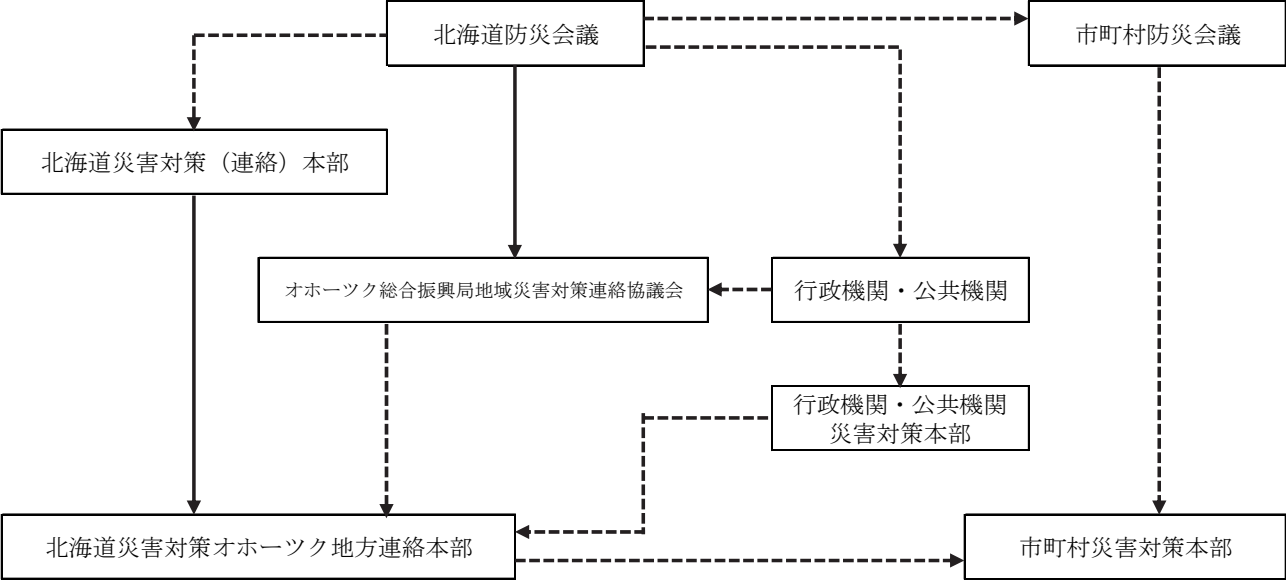
担当任務	初動時 優先業務	責任者	備 考
被害情報の収集、整理、分析	優先	予防課長	
消防庁、調整本部、北海道内応援隊 町災害対策本部との連絡調整	優先	消防課長	緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等も活用
応援隊に対する情報提供	優先		・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通波設備の整備状況 等
指揮支援本部の設置場所の選定 指揮支援隊の受入	※優先		※指揮支援部隊長より設置の依頼を受けた場合
進出拠点への連絡員の派遣要請			・管轄消防本部へ派遣要請 ・援助隊の規模等情報 ・前進拠点の情報
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理			受援計画様式4を活用
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等)			・情報共有 ・活動調整会議の開催
重機・車両・資機材等の手配			組合の協定に基づく手配や北海道内消防本部へ支援を依頼
リエゾンの派遣調整	優先	総務課長	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設営調整			・安全性の確認 ・施設管理者との調整
燃料の調達			給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送			宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレ等を調達
各連絡員等の派遣調整		消防署長	進出拠点、宿営場所 現地指揮所、救急小隊
現地合同調整所の設置			必要に応じ災害現場に設置
応援隊への地図及び資機材の提供			・広域地図（通行障害を含む） ・活動拠点付近図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所 等
活動記録			・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

【別表第4】受援に係る派遣先

派遣先・担当業務	派遣期間	派遣調整 責任者	担当所属	携行品	備考
北海道調整本部 リエゾン ・調整本部の運営 ・被害状況の共有 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	応援等要請～ 調整本部廃止 24時間派遣	総務課長	消防本部 全課	・携帯電話 ・北海道、組合受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	災害初期は2名派遣(内1名 は消防司令以上)
町災害対策本部 リエゾン ・町災害対策本部の運営 ・被害状況の共有 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	町災害対策本部 設置後～ 活動終了 24時間派遣			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・北海道、組合受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	災害初期は2名派遣(内1名 は消防司令以上)
指揮支援隊 送迎員 (ヘリコプター離着陸場→指揮支援本部)	ヘリ輸送による 到着時のみ	消防署長	消防署	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	2名派遣(内1名は、消防司 令補以上)
前進拠点 連絡員 ・隊名、規模、連絡先の確認 ・被害状況伝達 ・活動場所の指示 ・活動場所、宿営場所までの経路伝達	都度			・受付用テント、机 ・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・北海道、組合受援計画 ・管内地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	3名派遣(内1名は消防司令 補以上)
宿営場所 連絡調整員 ・宿営施設との現地調整 ・受入れ後の施設の説明 ・配置レイアウト案の提示	緊要隊到着前 ～引揚げ			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・北海道、組合受援計画 ・管内地図、宿営場所見取図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	災害初期は2名派遣(内1名 は消防司令補以上)
現地合同調整所 ・活動場所までの誘導 ・現地指揮所、現地救急指揮所との連絡調整 ・緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 ・情報共有(支援情報共有ツール等) ・地図、資機材の貸出し	各災害現場 の活動中 ※必要に応じ 設置する			・テント、机 ・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・活動拠点付近図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	指揮者1名(消防署長又は 消防署長が指名した者) 隊員2名(内1名は消防司令 補以上)
現地指揮所 連絡調整員 ・活動場所までの誘導 ・現地合同調整所、現地指揮所との連絡調整 ・緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 ・情報共有(支援情報共有ツール等) ・地図、資機材の貸出し	各隊の 活動中			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・活動拠点付近図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	各現地指揮所(北海道内応 援隊、緊急消防援助隊の大 隊・各部隊)に2名派遣(内1 名は消防司令補以上)
救急隊、救急小隊 連絡調整員 ・現場、搬送先医療機関までの案内 ・搬送先医療機関の選定	各隊の 活動中			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・感染防止衣	救急隊(北海道内応援隊)、 救急小隊(緊急消防援助 隊)に職員1名を同乗させ る。
フォワードベース ランディングポイント 安全管理員	都度			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	航空指揮本部と調整の上、 必要に応じて配置

【別表第5】防災体制及び災害対策本部主管課

1 防災体制図（オホーツク総合振興局地域）



（注） 1 上記体制図における表示は次の事項を表す。
（1）—— 命令システム
（2）----- 指示勧告又は相互連絡協力システム

2 北海道災害対策本部主管課（オホーツク総合振興局）

部課名	係名	電話	F A X	住所
地域創生部 危機対策室	主査 （危機対策）	0152-41-0625 （内）2191	0152-44-7261	〒093-8585 網走市北7条西3丁目

3 市町村災害対策本部主管課（オホーツク管内）

市町村名	課・係名・担当	電話	FAX	住所
北見市	総務部危機対策室危機対策課危機対策係	0155-65-4103	0155-23-0151	帯広市西5条南7丁目1番地
置戸町	総務課防災係	0157-52-3311	0157-52-3353	置戸町字置戸181番地
訓子府町	総務課防災危機管理係	0157-47-2112	0157-47-2600	訓子府町東町398番地
網走市	総務防災課防災係	0152-44-6111	0152-43-5404	網走市南6条東4丁目
大空町	総務課総務グループ	0152-74-2111	0152-74-2191	大空町女満別西3条4丁目1番1号
紋別市	庶務課庶務係	0158-24-2111	0158-24-6925	紋別市幸町2丁目1番18号
滝上町	住民生活課住民活動・環境係	0158-29-2111	0158-29-3588	滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
興部町	総務課情報防災係	0158-82-2131	0158-82-2990	興部町字興部710番地
西興部村	企画総務課企画係	0158-87-2111	0158-87-2777	西興部村字西興部100番地
雄武町	住民生活課住民活動係	01584-84-2121	0158-84-2844	雄武町字雄武700番地
斜里町	企画総務課企画係	0152-23-3131	0152-23-4150	斜里町本町12番地
清里町	総務課管財グループ	0152-25-2131	0152-25-3571	清里町羽衣町13番地
小清水町	総務課総務係	0152-62-4470	0152-62-4198	小清水町元町2丁目1番1号
美幌町	危機対策課危機対策グループ	0152-77-6528	0152-72-4869	美幌町字東2条北2丁目25番地
津別町	防災危機管理室	0152-76-2151	0152-76-1217	津別町字幸町41番地
遠軽町	危機対策室危機対策担当	0158-42-4811	0158-42-3688	遠軽町1条通北3丁目1番地1
佐呂間町	総務課総務係	01587-2-1211	01587-2-3368	佐呂間町字永代町3番地1
湧別町	総務課情報防災グループ	01586-2-2112	01586-2-2511	湧別町上湧別屯田市街地318番地

【別表第6】地区別消防本部名及び基地局呼出符号

◎総括代表消防機関 ○地区代表消防機関

地区	消防本部名等	基地局呼出符号	構成市町村
道	北海道防災航空室	どうぼうさい	
道央	◎札幌市消防局	さっぽろしょうぼう	札幌市
	○小樽市消防本部	おたるしょうぼう	小樽市
道南	○苫小牧市消防本部	とまこまいしょうぼう	苫小牧市
道西	○函館市消防本部	はこだてしょうぼう	函館市
道北	○旭川市消防本部	あさひかわしょうぼう	旭川市、上川町、鷹栖町
道東	○釧路市消防本部	せんしょうほんぶ	釧路市、白糠町
	網走地区消防組合消防本部	あばしりしょうぼう	網走市、大空町
	北見地区消防組合消防本部	きたみしょうぼう	北見市、置戸町、訓子府町
	美幌・津別広域事務組合消防本部	びほろしょうぼう	美幌町、津別町
	斜里地区消防組合消防本部	しゃりしょうぼう	斜里町、小清水町、清里町
	紋別地区消防組合消防本部	もんべつしょうぼう	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	遠軽地区広域組合消防本部	えんがるしょうぼう	遠軽町、湧別町、佐呂間町
	とかち広域消防局	とかちしょうぼう	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、芽室町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	釧路北部消防事務組合消防本部	ほくしょうてしかが	弟子屈町、標茶町、鶴居村
	釧路東部消防組合消防本部	とうしょうあつけし	釧路町、厚岸町、浜中町
	根室市消防本部	ねむろしょうぼうほんぶ	根室市
	根室北部消防事務組合消防本部	なかしべつしょうぼう	中標津町、標津町、別海町、羅臼町

【別表第7】陸上隊進出拠点及び管轄消防本部

被災地域 (応援地域)	派遣手段 経路	進出港等		進出拠点		駐車 台数	港等から進出拠点への移動ルート		管轄消防本部	連絡先
		住 所	住 所	住 所	住 所		進出拠点から被災地域への移動ルート			
道 東	フェリー	苫小牧港 (西港)	フェリーターミナル	苫小牧市消防本部	苫小牧市新開町2-12-7		西港→国道259号線→国道36号線→進出拠点		苫小牧市消防本部	日中 0144-84-5023
		苫小牧市入船町1-2-34		苫小牧市消防本部	苫小牧市新開町2-12-7		進出拠点→国道36号線→苫小牧東IC (道央道・道東道)			夜間 0144-84-5048
	フェリー	苫小牧港 (東港)	周文フェリーターミナル	苫小牧市消防本部	苫小牧市新開町2-12-7		東港→国道235号線→国道36号線→進出拠点		苫小牧市消防本部	日中 0144-84-5023
	青森・直江津	勇払郡厚真町字浜厚真17-6		苫小牧市消防本部	苫小牧市新開町2-12-7		進出拠点→国道36号線→苫小牧東IC (道央道・道東道)			夜間 0144-84-5048
	フェリー	函館フェリーターミナル		函館フェリーターミナル	函館7エリ-ターミナル	90	函館港→国道227号線→道道100号線→国道5号→進出拠点		函館市消防本部	日中 0138-22-2146
	青森・大間	函館市港町3-19-2		函館市港町3-19-2	函館市港町3-19-2		進出拠点→国道227号線→国道5号→大沼公園IC (道央道)			夜間 0138-22-2126
	フェリー	函館港 (有) 青函フェリーターミナル		函館港 (有) 青函フェリーターミナル	函館港	15	函館港→国道227号線→道道100号線→国道5号→進出拠点		函館市消防本部	日中 0138-22-2146
	青森	函館市浅野町5-11		函館市浅野町5-11	函館市浅野町5-11		進出拠点→国道227号線→国道5号→大沼公園IC (道央道)			夜間 0138-22-2126
	フェリー	小樽港フェリーターミナル	勝納埠頭	小樽港	新日本海フェリーターミナル	50	進出拠点→国道5号→小樽IC (札幌道)		小樽市消防本部	日中 0134-22-9138
	新潟	小樽市築港7-2		小樽市築港7-2	小樽市築港7-2					夜間 0134-22-9137
	航空機	釧路空港							釧路市消防本部	日中 0154-23-4383
		釧路市鶴丘					空港→国道240号			夜間 0154-22-2150

【別表第8】消火栓スピンドル口径

構成町名	形状	口径
遠軽町	四角形	40mm
湧別町	四角形	40mm
佐呂間町	四角形/六角形	38・35・42mm

【別表第9】ヘリコプター離着陸場所

市町村名	No	離着陸場名	所在地	離着陸帯の広さ (m×m)		連絡先	緯度・経度
遠軽町	1	太陽の丘えんがる公園旧陸上グラウンド	遠軽町西町1丁目1番地4	151	71	総務部危機対策室 0158-42-4811	N 44度 03分 25秒 E 143度 30分 54秒
	2	太陽の丘えんがる公園・旧野球場	遠軽町西町1丁目1番地	100	100		N 44度 03分 21秒 E 143度 30分 58秒
	3	遠軽中学校グラウンド	遠軽町大通北5丁目2番地1	120	125		N 44度 03分 56秒 E 143度 31分 41秒
	4	せせらぎ広場駐車場	遠軽町2条通南2丁目河川敷	60	65		N 43度 03分 15秒 E 143度 31分 31秒
	5	遠軽南中学校グラウンド	遠軽町東町5丁目4番地80外	120	150		N 44度 02分 26秒 E 143度 31分 45秒
	6	えんがる球場駐車場	遠軽町東町1丁目6番地3	48	114		N 44度 03分 24秒 E 143度 32分 26秒
	7	えんがる東球場 (B球場)	遠軽町2条通北2丁目河川敷	110	110		N 44度 03分 31秒 E 143度 31分 56秒
	8	えんがる湧別川球戯場①	遠軽町東町1丁目河川敷	67	105		N 44度 03分 33秒 E 143度 32分 11秒
	9	えんがる湧別川球戯場②	遠軽町東町1丁目河川敷	93	180		N 44度 03分 29秒 E 143度 32分 07秒
	10	生田原球場	遠軽町生田原503番地2	90	90		N 43度 55分 00秒 E 143度 31分 50秒
	11	生田原公園グラウンド	遠軽町生田原239番地外	60	80		N 43度 55分 15秒 E 143度 32分 20秒
	12	生田原中学校グラウンド	遠軽町生田原岩戸76番地外	60	120		N 43度 54分 24秒 E 143度 32分 09秒
	13	安国中学校グラウンド	遠軽町生田原安国21番地1外	50	50		N 43度 59分 33秒 E 143度 32分 24秒
	14	キララン清里グラウンド	遠軽町生田原清里956番地	50	50		N 43度 51分 38秒 E 143度 30分 30秒
	15	丸瀬布総合グラウンド	遠軽町丸瀬布新町79番地	160	80		N 44度 00分 20秒 E 143度 20分 30秒
	16	丸瀬布総合スポーツ公園	遠軽町丸瀬布新町402番地1	100	70		N 43度 59分 50秒 E 143度 20分 19秒
	17	丸瀬布小学校グラウンド	遠軽町丸瀬布東町113番地	100	90		N 44度 00分 32秒 E 143度 20分 35秒
	18	旧丸瀬布小学校上武利分校グラウンド	遠軽町丸瀬布上武利200番地1外	90	50		N 43度 54分 55秒 E 143度 19分 54秒
	19	白滝山村広場	遠軽町白滝265番地1	95	95		N 43度 52分 26秒 E 143度 10分 29秒
	20	白滝中学校グラウンド	遠軽町白滝942番地1	91	90		N 43度 52分 44秒 E 143度 10分 32秒
	21	旧三和小中学校グラウンド	遠軽町上白滝202番地	77	75		N 43度 52分 30秒 E 143度 08分 20秒
湧別町	23	上湧別中学校グラウンド	湧別町上湧別屯田市街地1番地の1	200	111	総務課 情報防災グループ 01586-2-2111	N 44度 09分 35秒 E 143度 34分 45秒
	24	上湧別百年記念公園	湧別町中湧別中町3020番地の1	120	73		N 44度 11分 02秒 E 143度 35分 45秒
	25	中湧別野球場	湧別町中湧別南町905番地	88	118		N 44度 10分 55秒 E 143度 35分 17秒
	26	湧別町立湧別小学校グラウンド	湧別町錦町211番地の1	80	200		N 44度 12分 56秒 E 143度 36分 35秒

経度・緯度は国土地理院の地図閲覧サービスによる座標測定値（世界測地形 WGS84）

市町村名	N o	離着陸場名	所在地	離着陸帯 の広さ (m×m)		連絡先	緯度・経度
佐呂間町	27	佐呂間町総合グラウンド	佐呂間町字西富230番地1	200	130	総務課庶務係 01587-2-1211	N 44度 00分 16秒 E 143度 45分 21秒
	28	佐呂間町武道館 温水プール駐車場	佐呂間町字西富1番地1	50	60		N 44度 01分 19秒 E 143度 46分 10秒
	29	佐呂間中学校グラウンド	佐呂間町字幸町9番地1	160	100		N 44度 01分 09秒 E 143度 46分 32秒
	30	佐呂間小学校グラウンド	佐呂間町字幸町1番地1	100	80		N 44度 01分 11秒 E 143度 46分 14秒
	31	浜佐呂間小学校グラウンド	佐呂間町字浜佐呂間167番地	75	94		N 44度 04分 55秒 E 143度 56分 52秒
	32	旧栄小学校グラウンド	佐呂間町字栄3番地の1	94	49		N 43度 57分 31秒 E 143度 39分 46秒
北見市	33	北見地区農道 離着陸場	北見市豊田635番地の3	92	60	総務部 防災危機管理室 0157-25-1171	N 43度 46分 48秒 E 143度 43分 51秒
	34	多目的グラウンド	北見市端野町二区473番地1	170	100		N 43度 51分 45秒 E 143度 56分 38秒
	35	北見市常呂町運動 広場	北見市常呂町字土佐2-1	100	180		N 44度 7分 10秒 E 143度 3分 36秒
	36	北見地区消防組合 消防署留辺蘂支署	北見市留辺蘂町旭公園99-18	36	36	消防署留辺蘂支署 0157-25-1518	N 43度 46分 50秒 E 143度 36分 42秒
網走市	37	網走地区消防組合 避難地	網走市潮見172番地1	146	83	企画総務部 総務防災課 0152-44-6111	N 43度 59分 40秒 E 144度 16分 13秒
紋別市	38	オホーツク 紋別空港	紋別市小向19番地3	2,000	50	管理事務所 0158-24-1336	N 44度 18分 23秒 E 143度 24分 25秒
大空町	39	女満別空港	大空町女満別中央256-3	100	100	管理事務所 0152-74-2222	N 43度 52分 53秒 E 144度 9分 32秒

経度・緯度は国土地理院の地図閲覧サービスによる座標測定値（世界測地形 WGS84）

【別表第10】野営可能場所

市町村	No.	名称	所在地	屋内	屋外	トイレ	水道	土地状況 ※屋外の 場合	駐車台 数(台)	連絡先	UTMグリッド
遠 軽 町	1	太陽の丘えんがる公園 (虹のひろば含む)	遠軽町西町1丁目1番地	○ (一部)	○	○	○	芝・土・舗装	120	総務部危機対策室 0158-42-4811	54TYP01108150
	2	遠軽町総合体育館 (公設グラウンド含む)	遠軽町西町1丁目2	○	○	○	○	砂利	40		54TYP01408110
	3	遠軽小学校グラウンド	遠軽町西町3丁目3-15		○	○	○	土	50		54TYP00808000
	4	旧遠軽小学校 屋内体育館	遠軽町西町2丁目11-1	○	○			土	40		54TYP01108050
	5	遠軽町武道館 (遠軽球場・多目的広 場含む)	遠軽町東町1丁目6-11	○	○	○	○	芝・舗装	60		54TYP03408100
	6	遠軽コミュニティセン ター (高齢者スポーツセン ター含む)	遠軽町東町2丁目2-59	○	○	○	○	芝・舗装	15		54TYP03408080
	7	遠軽町基幹 集落センター	遠軽町東町2丁目2-59	○		○	○		10		54TYP03408070
	8	えんがる温水プール (えんがる球技場含む)	遠軽町福路2丁目1-2	○	○	○	○	芝・人工芝・ 舗装	60		54TYP01707990
	9	生田原女性・ 若者等活動促進施設 「かぜる安国」	遠軽町生田原安国84-1	○		○	○		20		54TYP03407410
	10	安国小学校グラウンド	遠軽町生田原安国 271-1		○	○	○	土	30		54TYP03507350
	11	安国中学校グラウンド	遠軽町生田原安国22-1		○	○	○	土	40		54TYP03607430
	12	生田原集会施設 「かぜる西」	遠軽町生田原668-1	○	○	○	○	舗装	10		54TYP03506500
	13	生田原小学校 グラウンド	遠軽町生田原710-1		○	○	○	土	40		54TYP03406510
	14	生田原中学校 グラウンド	遠軽町生田原712		○	○	○	芝	50		54TYP03607430
	15	キララン清里	遠軽町生田原清里956	○	○	○	○	芝	20		54TYP01505930
	16	丸瀬布小学校 グラウンド	遠軽町丸瀬布東町113		○	○	○	土	30		54TXP87707550
	17	丸瀬布中学校 グラウンド	遠軽町丸瀬布新町78		○	○	○	土	40		54TXP87807510
	18	丸瀬布中央公民館 (スポーツプラザ TAMOKU含む)	遠軽町丸瀬布水谷町 12-3	○	○	○	○	芝・舗装	20		54TXP87107520
	19	白滝中学校グラウンド	遠軽町白滝942-1		○	○	○	土	30		54TXP74706070

UTM グリッドは国土地理院の地図閲覧サービスによる UTM 図法によって緯度、経度をグリッド線で分割して表したもの。

市町村	No.	名称	所在地	屋内	屋外	トイレ	水道	土地状況 ※屋外の 場合	駐車台 数(台)	連絡先	UTMグリット
湧別町	20	湧別小学校グラウンド	湧別町錦町211-1		○	○	○	土	40	総務課 情報防災グループ 01586-2-2111	54TYP08509910
	21	湧別中学校グラウンド	湧別町錦町223		○	○	○	土	40		54TYP08409880
	22	湧別町運動公園 (湧別球場含む)	湧別町東37-1		○	○	○	芝・土・舗装	20		54TYP09709980
	23	湧別総合体育館 (町民憩いの広場・ すぱーく湧別含む)	湧別町栄町155-1	○	○	○	○	芝	20		54TYP08909970
	24	レイクパレス	湧別町登栄床154-3	○	○	○	○	芝・舗装	15		54TYP18709650
	25	芭露畜産研修センター	湧別町芭露248-5	○	○	○	○	舗装	20		54TYP14809280
	26	芭露学園グラウンド	湧別町芭露411		○	○	○	土	40		54TYP15009200
	27	旧芭露小学校グラウンド	湧別町芭露879		○	○	○	土	30		54TYP14509180
	28	ファミリー愛ランドユウ	湧別町志撫子6-2		○	○	○	芝・舗装	65		54TYP17509000
	29	中湧別小学校グラウンド	湧別町中湧別南町914		○	○	○	土	30		54TYP07009540
	30	中湧別総合体育館 (中湧別野球場・社会 福祉会館含む)	湧別町中湧別南町 905-2	○	○	○	○	芝・舗装	20		54TYP05909290
	31	上湧別百年記念公園 (文化センターTOM含 む)	湧別町中湧別中町 3020-1	○	○	○	○	芝・舗装	60		54TYP07509580
	32	上湧別農村環境改善 センター (上湧別ソフトボール場 含む)	湧別町上湧別 屯田市街地67-8	○	○	○	○	芝・土	15		54TYP05409170
	33	上湧別中学校 グラウンド	湧別町上湧別 屯田市街地1-1		○	○	○	芝・土	50		54TYP05909280
	34	上湧別チューリップ公園	湧別町北兵村一区590		○	○	○	芝・土・舗装	50		54TYP06209290
	35	五鹿山パークゴルフ場	湧別町北兵村二区100	○ (一部)	○	○	○	芝・舗装	30		54TYP08509550
	36	開盛小学校グラウンド	湧別町開盛462-3		○	○	○	土	30		54TYP02208540
佐呂間町	37	佐呂間小学校 グラウンド	佐呂間町字幸町1-1		○	○	○	土	30	総務課庶務係 01587-2-1211	54TYP22007780
	38	佐呂間中学校 グラウンド	佐呂間町字幸町9-1		○	○	○	土	50		54TYP22307780
	39	佐呂間町体育館 (総合公園・佐呂間球 場含む)	佐呂間町字西富232	○	○	○	○	芝・土	50		54TYP20807590
	40	佐呂間町武道館 温水プール	佐呂間町字西富1-1	○	○	○	○	土・舗装	50		54TYP2170800
	41	佐呂間町100年 多目的広場	佐呂間町字幸町57-1		○	○	○	芝	30		54TYP22007790
	42	佐呂間町町民センター	佐呂間町字永代町 166-1	○		○	○		15		54TYP22607740
	43	若佐小学校グラウンド	佐呂間町字中園38-1		○	○	○	土	30		54TYP16107300
	44	浜佐呂間小学校 グラウンド	佐呂間町字浜佐呂間 167		○	○	○	土	30		54TYP36008520
	45	浜佐呂間 活性化センター	佐呂間町字浜佐呂間 310	○		○	○		15		54TYP35608490
	46	旧仁倉小学校 グラウンド	佐呂間町字仁倉454		○	○	○	土	30		54TYP33008120

UTM グリットは国土地理院の地図閲覧サービスによる UTM 図法によって緯度、経度をグリット線で分割して表したもの。

市町村	No.	名称	所在地	屋内	屋外	トイレ	水道	土地状況 ※屋外の場合	駐車台 数(台)	連絡先	UTMグリッド
北見市	47	北見市 モイワスポーツワールド	北見市美園369-1	○	○ (一部)	○	○	芝	50	総務部 防災危機管理室 0157-25-1171	54TYP23305190
	48	北見市自然休養村 キャンプ場	北見市若松651-2	○	○ (一部)	○	○	土	10		54TYP35104890
網走市	49	網走市総合体育館	網走市駒場1丁目8-1	○	○	○	○	芝・土・舗装	170	企画総務部 総務防災課 0152-44-6111	55TBJ81007620
	50	網走スポーツトレーニング フィールド (オホーツクドーム含 む)	網走市呼人705番地の2	○	○	○	○	芝・舗装	430		55TBJ76007170
	51	網走市旧喜多山 小学校	網走市喜多山416	○	○	○	○	芝・舗装	140		55TBJ69907250
紋別市	52	紋別市陸上競技場(屋 内スポーツセンター収 容人員640人)	紋別市南ヶ丘町6丁目	○	○	○	○	陸上競技場	50	総務課庶務係 0158-24-7016	54TXQ88101200

UTM グリッドは国土地理院の地図閲覧サービスによる UTM 図法によって緯度、経度をグリッド線で分割して表したもの。

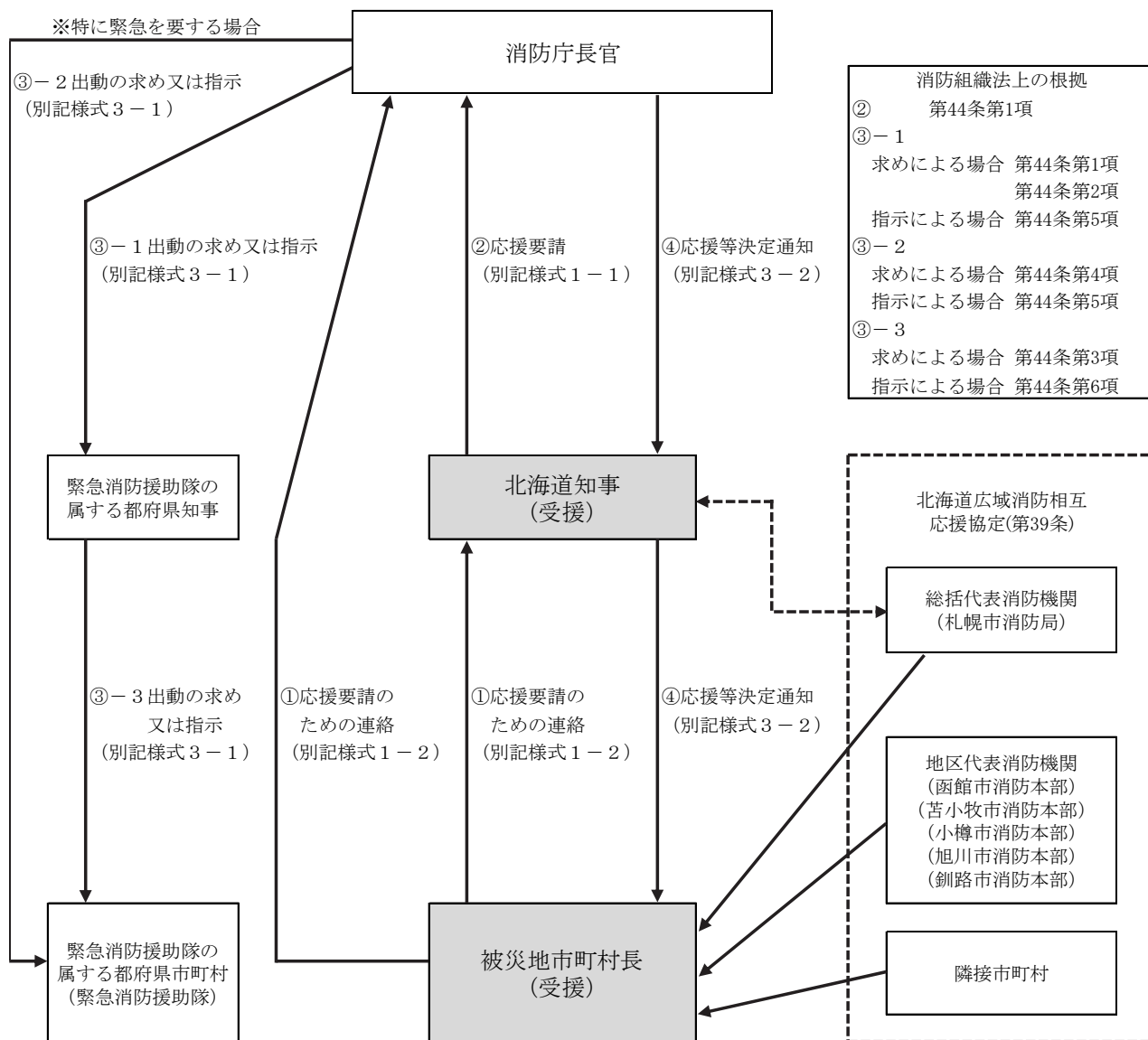
【別表第11】陸上隊燃料補給場所

市町村	No	名称	所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ)		災害拠点形成車両の給油可否	自家発電給油設備
					ガソリン	軽油		
遠 軽 町	1	有限会社 遠軽アプロ石油商会	遠軽大通北1丁目1-8	0158-42-4945	20	10	可	
	2	遠軽石油販売株式会社	遠軽町大通北1丁目2-1	0158-42-5231	20	16	可	
	3	北海道エネルギー株式会社 道北支店遠軽給油所	遠軽町大通北3丁目1-7	0158-42-2581	30	10	可	有
	4	鍵谷商事株式会社 遠軽給油所	遠軽町大通北6丁目3-10	0158-42-3224	10	10	可	有
	5	細野石油株式会社 遠軽給油所	遠軽町大通北7丁目1-4	0158-42-3185	13	10	可	有
	6	遠軽ツバメ石油株式会社 本店	遠軽町南町3丁目2番地5	0158-42-2628	23	10	可	
	7	井上石油株式会社	遠軽町南町3丁目3番地50	0158-42-2745	20	10	可	有
	8	茂田石油株式会社 遠軽セルフ給油所	遠軽町大通北7丁目3-35	0158-49-2012	50	20	可	
	9	株式会社渡辺興業 豊里給油所	遠軽町豊里278番地	0158-42-3319	19.2	20	可	有
	10	(株)ジェーエーえんゆう えんゆう給油所	遠軽町大通北8丁目2番地1	0158-42-3311	48	20	可	有
	11	(株)ジェーエーえんゆう セルフ給油所	遠軽町南町4丁目2-16	0158-42-3939	60	20	可	有
	12	(有)橋本建設給油取扱所	遠軽町生田原581番地	0158-45-2232		10	可	
	13	(株)ジェーエーえんゆう 生田原給油所	遠軽町生田原329番地	0158-45-2211	30	20	可	
	14	細野石油株式会社 安国給油所	遠軽町生田原水穂377番地3	0158-46-2234	4	9.6	可	
	15	(株)管野組 石油部	遠軽町丸瀬布東町166番地	0158-47-2226	30	20	可	
	16	丸瀬布石油(株)	遠軽町丸瀬布東町85番地	0158-47-3116	10	10	可	
	17	(株)ジェーエーえんゆう 白滝給油所	遠軽町白滝715番地	0158-48-2866	20	12	可	
	18	前本商事(株)	遠軽町白滝745番地	0158-48-2065	20	19.6	可	
湧 別 町	19	鍵谷商事株式会社 中湧別給油所	湧別町中湧別南町912番地	01586-2-2144	13	17	可	
	20	(株)ジェーエーえんゆう 上湧別給油所	湧別町上湧別屯田市街地238番地	01586-2-2074	30	20	可	有
	21	(株)湊機械店	湧別町中湧別北町110番地7	01586-2-3131	15	10	可	
	22	手塚興産(株) セルフ湧別給油所	湧別町中湧別南町540番地	01586-2-2310	28	10	可	
	23	(株)渡辺興業 中湧別給油所	湧別町北兵村1区287番地1	01586-2-5335	19	19	可	
	24	(株)ジェーエーえんゆう ゆうゆうセルフ給油所	湧別町北兵村3区41番地2	01586-2-3366	25	15	可	有
	25	(株)Aコープゆうべつ 芭露給油所	湧別町芭露313番地	01586-6-2369	28	20	可	有
	26	(株)Aコープゆうべつ 湧別給油所	湧別町錦町273-4	01586-5-2138	30	20	可	有
	27	土井産業(株)	湧別町錦町193番地の1	01586-5-2650	9.5	20	可	
	28	(株)⊕高野商店	湧別町錦町134番地の2	01586-5-2155	10	10	可	
	29	(株)タカス	湧別町曙町42番地	01586-5-2133	10	10	可	有

市町村	No	名称	所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ)		災害拠点形成車両の給油可否	自家発電給油設備
					ガソリン	軽油		
湧別町	19	鍵谷商事株式会社 中湧別給油所	湧別町中湧別南町912番地	01586-2-2144	13	17	可	
	20	㈱ジェーエーえんゆう 上湧別給油所	湧別町上湧別屯田市街地238番地	01586-2-2074	30	20	可	有
	21	㈱湊機械店	湧別町中湧別北町110番地7	01586-2-3131	15	10	可	
	22	手塚興産㈱ セルフ湧別給油所	湧別町中湧別南町540番地	01586-2-2310	28	10	可	
	23	㈱渡辺興業 中湧別給油所	湧別町北兵村1区287番地1	01586-2-5335	19	19	可	
	24	㈱ジェーエーえんゆう ゆうゆうセルフ給油所	湧別町北兵村3区41番地2	01586-2-3366	25	15	可	有
	25	㈱Aコープゆうべつ 芭露給油所	湧別町芭露313番地	01586-6-2369	28	20	可	有
	26	㈱Aコープゆうべつ 湧別給油所	湧別町錦町273-4	01586-5-2138	30	20	可	有
	27	土井産業㈱	湧別町錦町193番地の1	01586-5-2650	9.5	20	可	
	28	㈱⓪高野商店	湧別町錦町134番地の2	01586-5-2155	10	10	可	
	29	㈱タカス	湧別町曙町42番地	01586-5-2133	10	10	可	有
佐呂間町	30	㈱太陽商会 佐呂間営業所	佐呂間町字永代町37番地	01587-2-3602	20	9.6	可	
	31	(有)吉野石油販売	佐呂間町字宮前町111番地の1	01587-2-3423	14	16	可	有
	32	佐呂間漁業協同組合	佐呂間町字富武士783番地	01587-2-3324	25	20	可	
	33	佐呂間町農業協同組合 若佐給油所	佐呂間町字若佐11番地の18	01587-2-8011	4.8	4.8	可	
	34	(有)諸岡商会	佐呂間町字浜佐呂間841番地	01587-6-2550	16	10	可	
	35	佐呂間町農業協同組合 佐呂間給油所	佐呂間町字宮前町97番地の1	01587-5-2115	34	14	可	
	36	佐呂間ツバメ石油㈱	佐呂間町字宮前町176番地の2	01587-2-2511	9.9	19.8	可	有

系統図

【別紙第1】緊急消防援助隊応援要請系統図



1 応援要請のための市町村長等の連絡

① 要請要綱別記様式 1-2 市町村長(受援) → 知事(受援)・長官

2 応援要請(法第44条第1項)

② 要請要綱別記様式 1-1 知事(受援) → 長官

3 出動の求め又は指示(法第44条第1項～第6項)

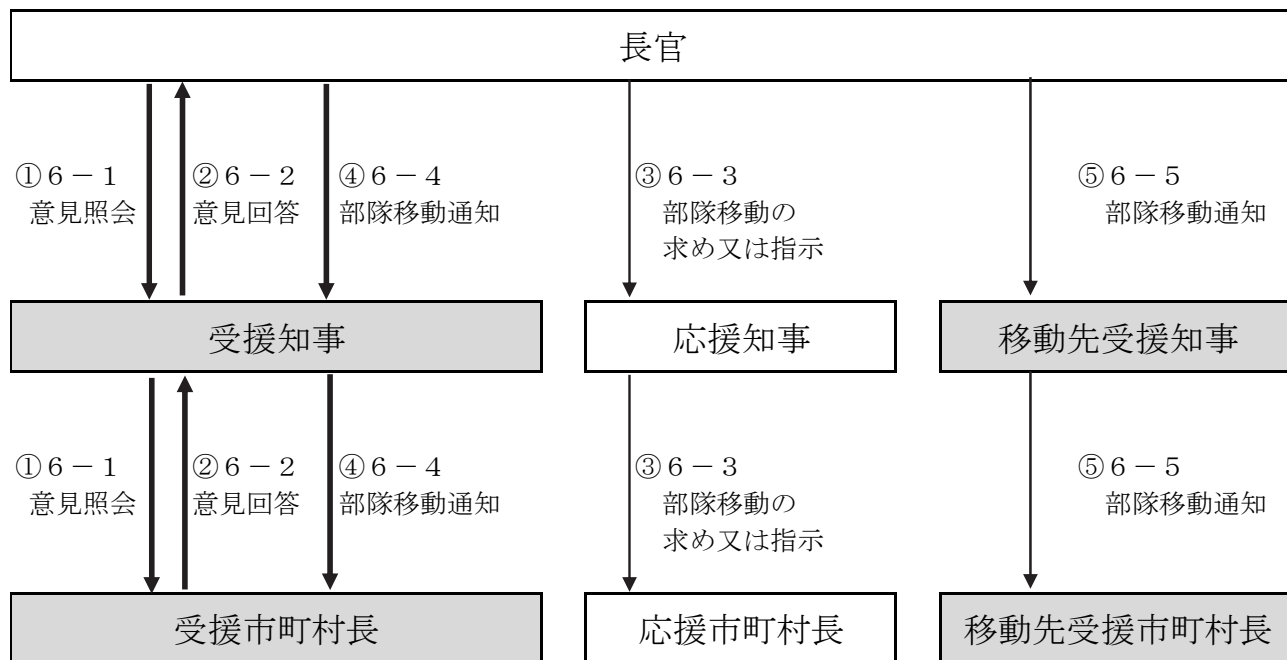
③ 要請要綱別記様式 3-1 長官 → 知事(応援)・市町村長(応援)

4 応援等決定通知

④ 要請要綱別記様式 3-2 長官 → 知事(受援) → 市町村長(受援)

【別紙第2】緊急消防援助隊応援要請系統図

○ 長官による部隊移動の求め又は指示（都道府県を越える部隊移動）



1 部隊移動に関する意見（照会）

① 要請要綱別記様式6-1 長官 → 知事・市町村長（受援）

2 部隊移動に関する意見（回答）

② 要請要綱別記様式6-2 知事・市町村長（受援）→ 長官

3 部隊移動の求め又は指示

③ 要請要綱別記様式6-3 長官 → 知事・市町村長（応援）

4 部隊移動通知

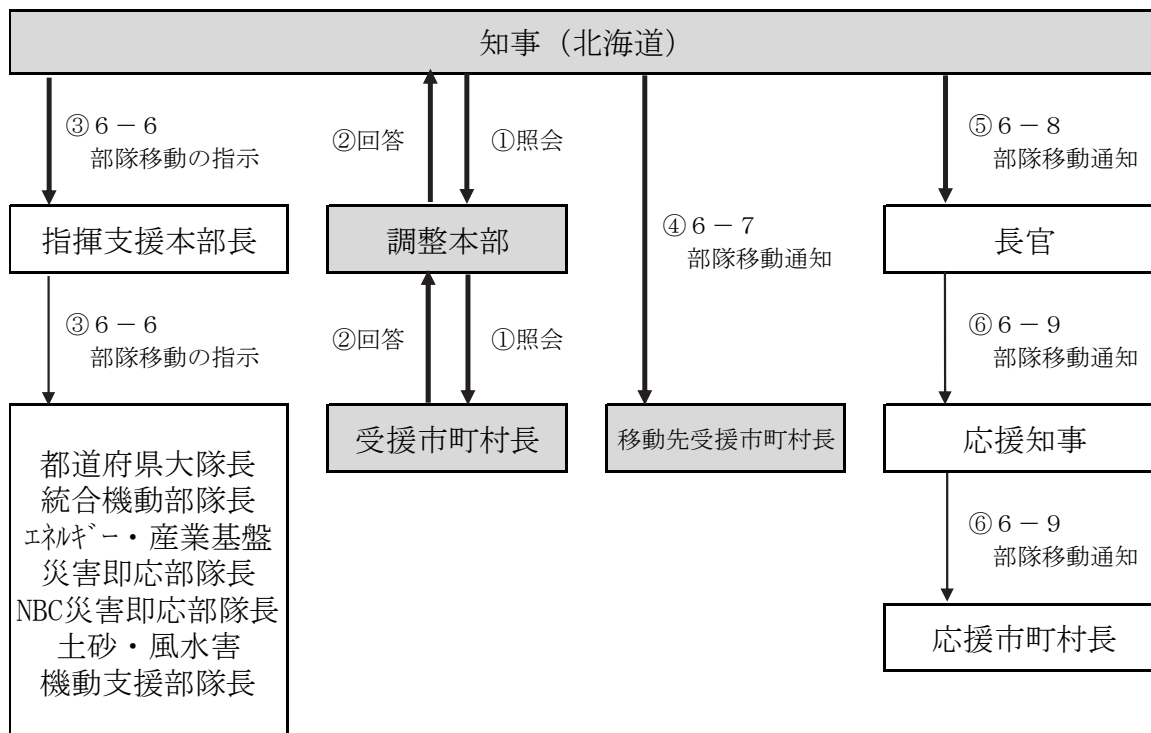
④ 要請要綱別記様式6-4 長官 → 知事・市町村長（受援）

5 部隊移動通知

⑤ 要請要綱別記様式6-5 長官 → 知事・市町村長（移動先受援）

【別紙第3】緊急消防援助隊応援要請系統図

○ 知事による部隊移動の指示（北海道内の部隊移動）



1 部隊移動に関する意見（照会）

① 知事（北海道）→ 調整本部 → 受援市町村長

2 部隊移動に関する意見（回答）

② 受援市町村長 → 調整本部 → 知事（北海道）

3 部隊移動の指示

③ 要請要綱別記様式 6-6

知事（北海道）→ 指揮支援本部長 → 都道府県大隊長又は各部隊長

4 部隊移動通知

④ 要請要綱別記様式 6-7 知事（北海道）→ 移動先受援市町村長

5 部隊移動通知

⑤ 要請要綱別記様式 6-8 知事（北海道）→ 長官

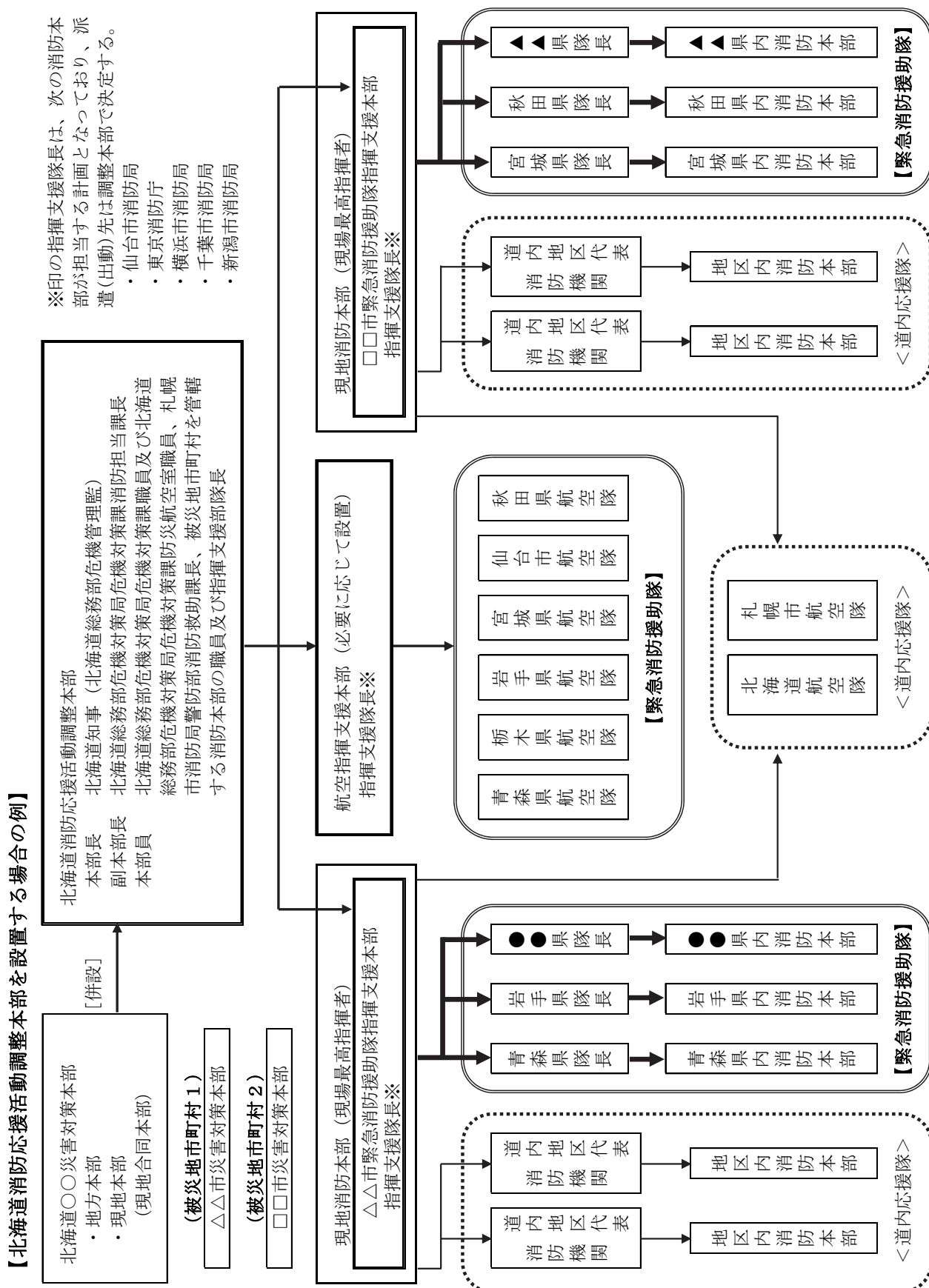
6 部隊移動通知

⑥ 要請要綱別記様式 6-9 長官 → 知事・市町村長（応援）

※ 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくこと。

※ 調整本部は、部隊移動を行う場合は、〇〇都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請すること。

【別紙第4】指揮系統図



【様式第1号】

報 告 書

(要請側消防本部記載欄)		消防本部	
災害の発生日時	年	月	日
災害の発生場所			
災害の種別			
災害の状況 (現況・拡大予想)			
被害の状況			
活動概要			
応援の状況			
参考事項			

災 害 情 報

(要請側消防本部記載欄)	年	月	日
道() 地区代表消防機関様	消防本部		
災害情報を連絡します。			
TEL	-	-	-
FAX	-	-	-
発信時間 [時 分]	担当者	[]	
(地区代表消防機関記載欄)			
道() 地区内消防本部様	道() 地区代表消防機関		
災害情報連絡			
TEL	-	-	-
FAX	-	-	-
発信時間 [時 分]	担当者	[]	
(地区代表消防機関記載欄)			
道() 地区代表消防機関様	道() 地区代表消防機関		
災害情報連絡			
TEL	-	-	-
FAX	-	-	-
発信時間 [時 分]	担当者	[]	
(総括代表消防機関記載欄)			
道() 地区代表消防機関様	道() 総括代表消防機関		
災害情報連絡			
TEL	-	-	-
FAX	-	-	-
発信時間 [時 分]	担当者	[]	
(地区代表消防機関記載欄)			
道() 地区内消防本部様	道() 地区代表消防機関		
災害情報連絡			
TEL	-	-	-
FAX	-	-	-
発信時間 [時 分]	担当者	[]	

城 北 廣

①指揮支援車 ②指揮隊車 ③ポンプ車 ④水槽付ポンプ車 ⑤電源照明車 ⑥救助工作車Ⅱ ⑦救助工作車Ⅲ ⑧救助工作車Ⅳ ⑨救助工作車Ⅴ ⑩大型水槽車 ⑪大型水槽車 ⑫救急工作車 ⑬救急工作車Ⅱ ⑭救急工作車Ⅲ ⑮救急工作車Ⅳ ⑯救急工作車Ⅴ ⑰救急工作車Ⅵ ⑱救急工作車Ⅶ ⑲救急工作車Ⅷ ⑳救急工作車Ⅸ ㉑救急工作車Ⅹ ㉒救急工作車Ⅺ ㉓救急工作車Ⅻ ㉔救急工作車Ⅼ ㉕救急工作車Ⅽ ㉖救急工作車Ⅾ ㉗救急工作車Ⅿ ㉘救急工作車ⅰ ㉙救急工作車ⅱ ㉚救急工作車ⅲ ㉛救急工作車ⅴ ㉜救急工作車ⅵ ㉝救急工作車ⅶ ㉞救急工作車ⅷ ㉟救急工作車ⅸ ㊱救急工作車ⅹ ㊲救急工作車ⅺ ㊳救急工作車ⅻ ㊴救急工作車ⅼ ㊵救急工作車ⅽ ㊶救急工作車ⅾ ㊷救急工作車ⅿ ㊸救急工作車ⅿ ㊹救急工作車ⅿ ㊺救急工作車ⅿ ㊻救急工作車ⅿ ㊼救急工作車ⅿ ㊽救急工作車ⅿ ㊾救急工作車ⅿ ㊿救急工作車ⅿ

【受援計画様式1】

指揮本部運営に係るチェックリスト

I 応援等要請の検討		チェック欄
1	組合内の被害状況を確認したか？	☐
2	必要に応じて、都道府県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？	☐
3	必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？	☐
4	受援計画第2章第5に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？ ・災害の状況 ・出動が必要な区域や活動内容 その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項	☐
5	都道府県内応援隊の応援要請を行ったか？	☐
6	緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は北海道に相談したか？	☐
7	北海道又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	☐
8	自衛隊の災害派遣要請について検討したか？	☐
9	応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った都道府県内消防本部、都道府県に連絡したか？	☐
II 指揮本部の設置		チェック欄
1	北海道内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日（ ） : _____	☐
2	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日（ ） : _____	☐
3	指揮本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日（ ） : _____	☐
4	調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？	☐
5	調整本部、町災害対策本部へリエゾンを派遣したか？	☐
6	進出拠点管轄消防本部へ連絡員の派遣要請をしたか？ 令和 年 月 日（ ） : _____	☐
7	進出拠点管轄消防本部へ都道府県大隊、各部隊の規模等、前進拠点の連絡をしたか？ 必要に応じ受援計画様式2、受援計画様式3により情報提供	☐
8	指揮本部の業務について、担当者を指定したか？	☐

【受援計画様式1】

指揮本部運営に係るチェックリスト

Ⅲ 応援隊（北海道内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ		チェック欄
1	応援要請を行った北海道内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、前進拠点を設定し、連絡員を派遣したか？	☐
2	指揮支援隊の受入れに関して、受援計画様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】受援計画様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表	☐
3	指揮支援本部の設置場所は確保できているか？指揮支援部隊長に設置候補場所を報告したか？	☐
4	緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？	☐
5	指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	☐
6	都道府県大隊、各部隊の受入れに関して確認、調整したか？ 【確認用様式】受援計画様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表 【確認用様式】受援計画様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・前進拠点、前進拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部	☐
7	北海道内応援隊の編成状況について確認したか？	☐
8	応援隊へ貸し出す資機材（スピンドルドライバー等）について準備しているか？	☐
9	応援隊へ配布する地図を準備しているか？	☐
10	災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
11	重機派遣の必要性について検討したか？必要に応じて手配したか？	☐
Ⅳ 活動中		チェック欄
1	町災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	☐
2	災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ （目的）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との情報共有、活動調整	☐
3	消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・都道府県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（北海道内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊）	☐
4	災害現場付近のヘリコプター離着陸場について、使用可否を確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
5	災害現場付近の燃料補給場所について、別表第9に基づき、給油の可否について確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
6	被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	☐
7	調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？	☐
8	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？	☐
9	北海道内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	☐
10	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	☐
11	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	☐
12	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？	☐

【受援計画様式2】

緊急消防援助隊 受入れ管理表

指揮支援隊		移動方法					指揮本部 到着時刻
指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊 人数	手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先)	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) 自動車		：	(所属) (担当者) (連絡先)		：

都道府県大隊・各部隊（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	前進拠点				宿営場所		
				名称	到着予定 時刻	出発時刻	連絡員の所属・氏名・連絡先	名称	到着予定 時刻	連絡調整員の 所属・氏名・連絡先
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) 名 (代表者) (連絡先)				(所属) (担当者) (連絡先)			(所属) (担当者) (連絡先)
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) 名 (代表者) (連絡先)				(所属) (担当者) (連絡先)			(所属) (担当者) (連絡先)
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) 名 (代表者) (連絡先)				(所属) (担当者) (連絡先)			(所属) (担当者) (連絡先)
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) 名 (代表者) (連絡先)				(所属) (担当者) (連絡先)			(所属) (担当者) (連絡先)
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) 名 (代表者) (連絡先)				(所属) (担当者) (連絡先)			(所属) (担当者) (連絡先)

【受援計画様式3】

都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

月 日 : 現在

応援都道府県	隊の種類		指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	水上小隊	特殊災害（毒劇物等対応小隊）	特殊災害（大規模危険物火災等対応小隊）	特殊災害（密閉空間火災等対応小隊）	特殊装備（遠距離大量送水小隊）	特殊装備（震災対応特殊車両小隊）	特殊装備（水難救助小隊）	特殊装備（消防活動二輪小隊）	特殊装備（その他の特殊装備小隊）	合計	備考（特殊車両の有無）			
																			中型水陸両用車	水陸両用バギー	重機	
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				

【受援計画様式4】

活動指示書

指示日時 月 日 :

大隊長 様

部隊長

遠軽地区広域組合消防本部 指揮本部長

活動場所（範囲）				
活動内容	火災（ 建物・危険物・林野・車両・その他 ） 救助（ 浸水・倒壊建物・土砂・車両・その他 ） 検索（ 河川・建物内・その他 ） その他（ ）			
要救助者	有（ ） ・ 無 ・ 不明			
活動場所 現在の状況				
必要車両・資機材 特記事項				
活動障害		障害の有無	備考	
	道 路	有・無・不明		
	断 水	有・無・不明		
	その他（ ）	有・無・不明		
他消防隊・他機関 活動状況 ※同一の活動場所		活動の有無等	代表者	連絡先
	緊急消防 援助隊 大隊 部隊	有・無・予定・不明		- -
	大隊 部隊	有・無・予定・不明		- -
	北海道内応援隊	有・無・予定・不明		- -
	〇〇消防本部	有・無・予定・不明		- -
	消防団	有・無・予定・不明		- -
	警察	有・無・予定・不明		- -
	自衛隊	有・無・予定・不明		- -
	国土交通省	有・無・予定・不明		- -
	DMAT	有・無・予定・不明		- -
	その他（ ）	有・無・予定・不明		- -
別添資料	・広域地図 ・活動拠点付近図 ・消防水利位置図 ・その他（ ）			
連絡調整員の派遣	有（氏名： 連絡先： - - ） ・ 無			
〇〇消防本部 担当者所属・氏名	消防本部消防課 担当：〇〇、〇〇 連絡先： - -			

【別記様式1-2】

応援等要請のための連絡事項

第		報	
〇〇	年	月	日

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇	年	月	日	時	分
災 害 発 生 場 所	都道 府県		市区 町村			
応 援 等 要 請 日 時	〇〇	年	月	日	時	分
出動を希望する区域・活動内容						
災 害 の 状 況						
	原子力施設等		被 害			
	石油コンビナート等		被 害			

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊								
指揮隊		後方支援小隊			特殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊		
消火小隊		通信支援小隊				消防活動二輪小隊		
救助小隊		特殊 災 害 小 隊	毒劇物等対応小隊				震災対応特殊車両小隊	
救急小隊			大規模危険物火災対応小隊				水難救助小隊	
水上小隊			密閉空間火災等対応小隊				その他()	
その他参考となるべき事項(必要資機材等)								

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮支援部隊	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
	航空指揮支援隊		土砂・風水害機動支援部隊	
航空部隊	航空小隊			
	航空後方支援小隊			
その他参考となるべき事項(必要資機材等)				

<連絡責任者>

担当課室	消防本部消防課	氏 名	消防係
NTT回線電話	0158-42-2050	NTT回線FAX	0158-42-2184
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

【別記様式3-2】

緊急消防援助隊の応援等決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示（消防組織法第44条第 項）
迅 速 出 動	適用（ - 区分 ）・非適用
アクションプラン又は運用計画	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添（別記様式3-1又は3-4）のとおり
連 絡 事 項	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

〔受援体制チェックシート〕

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先（直通）を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点（候補地）を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所（候補地）を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

【別記様式3-3】

緊急消防援助隊の出動隊数通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消防長

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示（消防組織法第44条第 項）
迅 速 出 動	適用（ - 区分 ）・非適用
アクションプラン又は運用計画	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
出 動 し た 隊	別添（別記様式2-2）のとおり
連 絡 事 項	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先（直通）を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点（候補地）を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所（候補地）を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

【別記様式6-1】

部隊移動に関する意見(照会)

〇〇	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県知事	}	殿
市町村長		

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村

・部隊移動を求め又は指示する都道府県大隊

・都道府県大隊名

・連絡事項

・部隊移動を求め又は指示する部隊

・部隊名

・連絡事項

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

【別記様式6-2】

部隊移動に関する意見(回答)

○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、
次のとおり回答します。

☐ 了承します。

☐ その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

【別記様式 7】

北海道〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinrentai0119@soumu.go.jp			

〇〇 年 月 日 時 分 現在

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

設置場所：

災害対策本部	TEL	FAX
NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL
本部長	所屬	職・氏名
航空運用調整班	TEL	FAX

設置場所：

調整本部	TEL	FAX
NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL
本部長	所屬	TEL
統括指揮支援隊長	氏名	

設置場所：

政府現地対策本部	TEL	FAX
NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	職・氏名	TEL
本部長		

〇〇市町村

設置場所：

災害対策本部	TEL	FAX
NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL
本部長		

設置場所：

指揮本部	TEL	FAX
NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL
本部長		

設置場所：

指揮支援本部	TEL	FAX
NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	所屬	TEL
指揮支援本部長	氏名	
(指揮支援隊長)		

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	
	メールアドレス	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	
	メールアドレス	

設置場所：

ヘリベース(HB)	TEL	FAX
NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	所屬	TEL
HB指揮者	職・氏名	
航空指揮支援本部長	所屬	TEL
(航空指揮支援隊長)	氏名	
航空後方支援隊長	所屬	TEL
	氏名	

航空

設置場所：

ヘリベース(HB)	TEL	FAX
NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	所屬	TEL
HB指揮者	職・氏名	
航空指揮支援本部長	所屬	TEL
(航空指揮支援隊長)	氏名	
航空後方支援隊長	所屬	TEL
	氏名	

設置場所：

フォワードベース(FB)	TEL
FB指揮者	所屬
	職・氏名
	所屬
	TEL
	氏名

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	
	メールアドレス	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	
	メールアドレス	